



天龍製鋸株式会社
TENRYU SAW

第172期

事業報告

招集ご通知添付書類

目次

事業報告	1
連結計算書類	17
計算書類	26
監査報告	35



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5945/>



天龍製鋸株式会社

証券コード：5945

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、生産活動は活発化するも個人消費が減少し、景気を下押ししています。欧州では、インフレ率は低下するも消費マインドは悪化しており、減速傾向にあります。中国では、内需主導で持ち直しが見られるものの、外需の低迷により持続的な回復が見込めない状況です。

わが国経済は、一部で足踏みするも好調なインバウンド需要に支えられて、緩やかながら回復が続いています。

このような状況下、当社グループにおきましては、新中期経営計画（2024年度～2026年度）の初年度であり、掲げた重点戦略である「環境負荷の低減に寄与する新製品の開発」、「既存技術の向上」等を推し進めるとともに、販売活動の強化に取り組んでまいりました。また、住宅資材用チップソーの需要回復が堅調で、当連結会計年度における売上高は、13,131百万円（前期比10.0%増）となりました。利益面では、受注増加により海外工場の稼働率が上昇するとともに、生産設備の自動・省人化の推進により生産効率が向上したことから、営業利益は1,826百万円（前期比47.1%増）、経常利益は2,099百万円（前期比20.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,506百万円（前期比22.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、規模が拡大するなど重要性が増したインドの子会社「TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED」を連結の範囲に含めており、セグメントは「アジア」であります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 日本

住宅資材用チップソーの販売好調を主因に、売上高は10,430百万円（前期比7.0%増）、セグメント利益（営業利益）は、原材料の高騰や人件費などの経費増加を主因に、747百万円（前期比1.2%減）となりました。

② 中国

住宅資材用チップソーの受注増加により、売上高は4,633百万円（前期比31.5%増）、セグメント利益（営業利益）は、工場稼働率の向上が寄与し、664百万円（前期比215.2%増）となりました。

③ アジア

中国と同様に、住宅資材用チップソーの受注増加により、売上高は2,100百万円（前期比83.4%増）、セグメント利益（営業利益）は、工場稼働率の向上が寄与し、223百万円（前期比369.6%増）となりました。

④ アメリカ

金属用・住宅資材用チップソーともに販売が好調に推移し、売上高は1,694百万円（前期比12.3%増）、セグメント利益（営業利益）は、円安効果や人件費などの経費削減により196百万円（前期比47.0%増）となりました。

⑤ ヨーロッパ

金属用・製材木工用チップソーの販売が減少し、売上高は714百万円（前期比11.8%減）、セグメント利益（営業利益）は、人件費などの経費増加により、39百万円（前期比60.3%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

米国トランプ大統領による各種政策、米中の貿易摩擦の再燃への懸念、地政学的緊張の高まりなどにより、経営環境は依然として予断を許さない状況が続くと見込まれます。

このような状況下、2025年度は、中期経営計画（2024年度～2026年度）の中間年度となり、「グローバル市場に対応する販売・技術サポート体制強化による環境に配慮した製品及び高付加価値製品の拡販」に取り組むとともに、「CO2排出削減を図るための新規設備投資による脱炭素生産の確立」や「人的資本経営、ウェルビーイング経営の実現」を目指してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、399百万円であり、その主な内容は、生産設備等の取得です。なお、設備投資の資金調達は、主として自己資金をもって充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第169期 (2022年3月期)	第170期 (2023年3月期)	第171期 (2024年3月期)	第172期 (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	14,390,242	13,530,502	11,935,730	13,131,261
営 業 利 益 (千円)	2,786,220	1,736,679	1,242,125	1,826,991
経 常 利 益 (千円)	3,085,863	2,345,753	1,738,003	2,099,426
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	2,130,533	1,655,055	1,226,803	1,506,382
1株当たり当期純利益 (円)	230.20	178.83	132.56	163.23
総 資 産 (千円)	33,620,189	34,739,473	37,631,459	40,006,731
純 資 産 (千円)	30,088,323	31,802,504	34,247,194	36,767,724
1株当たり純資産 (円)	3,251.07	3,436.30	3,700.48	4,047.29

(注) 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したため、第169期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第169期 (2022年3月期)	第170期 (2023年3月期)	第171期 (2024年3月期)	第172期 (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	11,715,138	10,593,377	9,744,896	10,430,724
営 業 利 益 (千円)	1,001,000	822,125	756,699	747,836
経 常 利 益 (千円)	1,921,216	1,556,735	2,311,053	2,067,031
当 期 純 利 益 (千円)	1,425,380	1,155,129	1,879,335	1,677,936
1株当たり当期純利益 (円)	154.01	124.81	203.07	181.82
総 資 産 (千円)	27,905,379	27,648,958	30,871,440	32,095,220
純 資 産 (千円)	25,211,502	25,608,832	27,869,838	29,175,935
1株当たり純資産 (円)	2,724.12	2,767.07	3,011.39	3,211.61

(注) 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したため、第169期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司	1,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU AMERICA, I N C .	4,500千USドル	100%	チップソー等の販売
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	388百万バーツ	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU EUROPE GMBH	360千ユーロ	100%	チップソー等の販売
天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司	3,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED	100百万ルピー	100%	チップソー等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

- ① 鋸・刃物類の製造、加工及び販売
- ② 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工及び販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)**① 当社**

本 社 工 場：静岡県袋井市
東 京 支 店：千葉県習志野市
大 阪 支 店：大阪府東大阪市
秋 田 支 店：秋田県秋田市
北 陸 営 業 所：富山県富山市
大 牟 田 工 場：福岡県大牟田市

② 子会社

天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司：中華人民共和国河北省廊坊市
TENRYU AMERICA, INC.：アメリカ合衆国ケンタッキー州ヘブロン市
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.：タイ王国ラヨーン県プルワックデー郡
TENRYU EUROPE GMBH：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州アーレン市
天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司：中華人民共和国遼寧省大連市
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED：インド共和国ハリヤナ州グルGRAM区

(8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団

事業部門等	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減 （名）
生産	834	△14
販売	74	5
管理	62	7
合計	970	△2

（注）上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

② 当社

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
199	△1	41.8	18.2

（注）上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,590,536株
- ② 発行済株式の総数 9,084,530株（自己株式2,063,104株を除く）
- ③ 株主数 1,776名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
天 龍 製 鋸 社 員 持 株 会	667	7.35
株 式 会 社 静 岡 銀 行	455	5.01
遠 鉄 タ ク シ ー 株 式 会 社	398	4.39
鈴 木 寛 善	195	2.15
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	188	2.07
高 村 博 昭	186	2.05
鈴 木 良 策	184	2.03
株 式 会 社 河 合 楽 器 製 作 所	180	1.98
皆 川 源	173	1.90
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	157	1.74

- (注) 1. 当社は、自己株式2,063,104株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主の状況から除いております。
2. 鈴木寛善氏は、2024年11月1日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しております。

自己株式の取得

取得対象株式の種類 : 当社普通株式
 取得した株式の総数 : 170,200株
 取得価額 : 318,784,600円
 取得日 : 2025年2月13日

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
おお いし たか あき 大 石 高 彰	代 表 取 締 役 社 長		天龍製鋸（中国）有限公司董事長 天龍製鋸（大連）有限公司董事長 TENRYU EUROPE GMBH代表 TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED代表
すず き たつ し 鈴 木 達 志	常 務 取 締 役	営業担当	TENRYU AMERICA, INC.プレジデント TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.代表
ほり うち とし はる 堀 内 敏 晴	取 締 役	経営管理部長	
すず き まこと 鈴 木 真	取 締 役	開発技術部長	
り たく じん 李 澤 仁	取 締 役	中国担当	
つか はら とし ひろ 塚 原 俊 弘	取 締 役	生産部長	
すぎ やま あ き お 杉 山 明 喜 雄	取 締 役		杉山明喜雄公認会計士事務所所長 杉山明喜雄税理士事務所所長
かわ しま た え 河 島 多 恵	取 締 役		河島多恵法律事務所所長 株式会社エフ・シー・シー社外取締役監査等委員
すず き よし のり 鈴 木 良 典	常 勤 監 査 役		
おお ば しん いち 大 庭 晋 一	監 査 役		税理士法人すばるの代表社員
おお いけ もと ゆき 大 池 源 之	監 査 役		大池源之の公認会計士事務所所長 大池源之の税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役杉山明喜雄氏及び河島多恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大庭晋一氏及び大池源之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大庭晋一氏及び大池源之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役大庭晋一氏は、税理士資格を有しております。
 - ・監査役大池源之氏は、公認会計士及び税理士資格を有しております。
4. 取締役杉山明喜雄氏、取締役河島多恵氏、監査役大庭晋一氏、監査役大池源之氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員であります。

5. 当事業年度中の取締役の異動及び地位、担当の異動は以下のとおりであります。

- (1) 鈴木良典氏が2024年6月26日をもって辞任により常務取締役営業担当を退任し、同日開催の定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はTENRYU AMERICA INC. プレジデント及びTENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD. 代表であり、同日付で退任しております。
- (2) 鈴木達志氏が2024年6月26日付で取締役海外統括部長から常務取締役営業担当に就任いたしました。
- (3) 江原一也氏が2024年6月26日をもって任期満了により常勤監査役を退任いたしました。
- (4) 丹羽俊文氏が2024年6月26日をもって任期満了により監査役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は丹羽俊文税理士事務所所長でありました。
- (5) 大池源之氏が2024年6月26日開催の定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約は、現在のところ締結しておりません。

③ 補償契約の内容の概要等

取締役及び監査役との間で補償契約は、現在のところ締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、会社法上の役員（取締役、監査役）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の役員報酬は役位別固定報酬と業績連動報酬から構成されております。その決定方法は、総額の限度額を株主総会の決議により決定し、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、代表取締役社長大石高彰が取締役会から委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、役位別固定報酬は、報酬に関する内規に基づき、各取締役の役位や職責、執行の状況、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。業績連動報酬は、各事業年度における営業利益の目標値に対する達成度合いに基づいて決定しております。

当社の役員報酬の限度額は1991年6月27日開催の第138期定時株主総会において、取締役は年額180百万円以内、監査役は年額45百万円以内と決議されております。なお、第138期定時株主総会終結時点での取締役は8名、監査役は2名であります。

b. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬全体に占める固定報酬と業績連動報酬等の割合は、65:35を目安としております。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の具体的な種類別の報酬割合及び報酬額については、限度額の範囲内において取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けたうえで、代表取締役社長大石高彰に委任するものとします。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	91,795 (7,962)	62,454 (7,962)	29,341 (一)	— (一)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21,921 (7,644)	21,921 (7,644)	— (一)	— (一)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	113,716 (15,606)	84,375 (15,606)	29,341 (一)	— (一)	14 (5)

- (注) 1. 上表には2024年6月26日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上表には2024年6月26日開催の第171期定時株主総会の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
3. 上表のほか、使用人兼務取締役の使用人分給と相当額45,189千円を支払っております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役杉山明喜雄氏及び河島多恵氏、社外監査役大庭晋一氏及び大池源之氏の兼職先とは、特別な関係はありません。

ロ. 主な活動状況

社外取締役杉山明喜雄氏は、当事業年度に開催された取締役会の15回全てに出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通しており、高い見識と幅広い経験のもと、経営に関する助言及び海外子会社を含むリスクの指摘並びに改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者等の選任や取締役等の報酬の決定過程における監督機能を主導しております。

社外取締役河島多恵氏は、当事業年度に開催された取締役会の15回中14回に出席し、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・専門的な助言を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者等の選定や取締役等の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役大庭晋一氏は、当事業年度に開催された取締役会の15回全て、また、監査役会には、14回全てに出席し、税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な見地から、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者等の選定や取締役等の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役大池源之氏は、2024年6月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会の12回全て、また、監査役会には、10回全てに出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な見地から、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。なお、指名・報酬委員会の委員に就任以降、当事業年度に開催された委員会はありませんでした。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称

ときわ監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

27,080千円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭

27,080千円

その他の財産上の利益の合計額

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の法令違反、または会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」の概要は、下記のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

また、法令等に違反する行為などに関する内部通報への適切な仕組みを定めることにより、法令等違反行為の未然防止、早期発見及び是正を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・保存し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。

また、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行うため、毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

海外統括部が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料並びに重要な情報の収集・整理を行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、海外統括部による業務執行管理及び内部監査室による業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助する。

また、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査役への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行う。

ロ. 監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査役監査の実効性の確保を図る。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき体制の構築と運用が確実に行われるよう努めるとともに、内部監査室による運用状況のモニタリングを実施し、不備・指摘事項などについては取締役及び監査役に直接報告の上、改善への取り組みを図っております。

また、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制も活用し、全社的な状況把握と業務の適正化に努めております。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取組みを行っております。中国、北米、欧州、タイ、インド、メキシコ等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、生産拠点として国内に2ヶ所、中国に3ヶ所、タイに1ヶ所の合計6つの工場を有し、

各拠点の特性に応じ、より効率的な生産体制を構築するため、世界基準を考慮した製品の集約化、デジタル技術を活用した自動化の推進や生産能力の増強を図り、更なる生産コストの削減、納期短縮及び品質向上に取り組んでまいります。

当社はこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、「感謝の心をもって、従業員の幸せと株主の幸せを追求し、社会の幸せに結びつけます」の経営理念に基づき、企業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。そのため、当社では、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を重要課題と位置づけ、経営の健全性、透明性、効率性の確保を追求しております。

具体的には、独立性のある社外取締役2名を選任して透明性のある経営を実現するとともに、独立性のある社外監査役2名を含む監査役会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

① 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を

最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2022年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第169期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、及び一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 当社は、2019年5月13日開催の当社取締役会及び同年6月27日開催の当社第166期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が2022年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会終結の時までとされていたことから、2022年5月13日開催の当社取締役会及び同年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき、旧プランを更新しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,398,926	流 動 負 債	1,407,411
現 金 及 び 預 金	9,754,993	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	396,639
受 取 手 形	529,309	未 払 法 人 税 等	194,223
売 掛 金	1,918,721	賞 与 引 当 金	207,188
有 価 証 券	2,399,429	そ の 他	609,359
商 品 及 び 製 品	2,880,780	固 定 負 債	1,831,595
仕 掛 品	795,071	繰 延 税 金 負 債	1,790,544
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,989,394	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,144
そ の 他	230,130	長 期 未 払 金	1,090
貸 倒 引 当 金	△98,902	そ の 他	19,816
固 定 資 産	19,607,805	負 債 合 計	3,239,007
有 形 固 定 資 産	9,489,053	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	2,137,760	株 主 資 本	29,260,987
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,563,009	資 本 金	581,335
土 地	2,524,142	資 本 剰 余 金	552,747
建 設 仮 勘 定	53,987	利 益 剰 余 金	30,427,167
そ の 他	210,154	自 己 株 式	△2,300,262
無 形 固 定 資 産	37,627	その他の包括利益累計額	7,506,737
投 資 そ の 他 の 資 産	10,081,124	その他有価証券評価差額金	2,871,930
投 資 有 価 証 券	9,227,377	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,486,932
出 資 金	57,249	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	147,873
長 期 前 払 費 用	36,429	純 資 産 合 計	36,767,724
退 職 給 付 に 係 る 資 産	464,087	負 債 純 資 産 合 計	40,006,731
そ の 他	307,775		
貸 倒 引 当 金	△11,795		
資 産 合 計	40,006,731		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			13,131,261
売上原価			8,548,453
売上総利益			4,582,808
販売費及び一般管理費			2,755,816
営業利益			1,826,991
営業外収益			
受取利息	127,653		
受取配当金	173,612		
その他	61,729		362,996
営業外費用			
支払利息	248		
為替差損	89,645		
その他	667		90,561
経常利益			2,099,426
特別利益			
固定資産売却益	89,932		89,932
特別損失			
固定資産除却損	44,967		
投資有価証券評価損	99		
関係会社出資金評価損	2,723		
減損損失	2,931		50,722
税金等調整前当期純利益			2,138,636
法人税、住民税及び事業税	644,401		
法人税等調整額	△12,148		632,253
当期純利益			1,506,382
親会社株主に帰属する当期純利益			1,506,382

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	581,335	552,747	29,320,556	△1,981,345	28,473,292
当期変動額					
剰余金の配当			△509,014		△509,014
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,506,382		1,506,382
自己株式の取得				△318,916	△318,916
連結範囲の変動			109,242		109,242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,106,611	△318,916	787,694
当期末残高	581,335	552,747	30,427,167	△2,300,262	29,260,987

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	2,415,839	3,163,237	194,824	5,773,901	34,247,194
当期変動額					
剰余金の配当					△509,014
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,506,382
自己株式の取得					△318,916
連結範囲の変動					109,242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	456,090	1,323,695	△46,950	1,732,835	1,732,835
当期変動額合計	456,090	1,323,695	△46,950	1,732,835	2,520,530
当期末残高	2,871,930	4,486,932	147,873	7,506,737	36,767,724

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………6社

連結子会社の名称……………天龍製鋸（中国）有限公司

TENRYU AMERICA, INC.

TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.

TENRYU EUROPE GMBH

天龍製鋸（大連）有限公司

TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありましたTENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITEDは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………龍蓮工具（大連）有限公司

TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.

連結の範囲から除いた理由……非連結子会社2社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（龍蓮工具（大連）有限公司、TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社6社のうちTENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITEDを除く5社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……主に総平均法

商品……………主に移動平均法

貯蔵品……………主に最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～10年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社は当連結会計年度から開始した中期経営計画において、CO2排出削減を図るための新規設備投資等を予定しております。これを契機として、有形固定資産の稼働状況について検証した結果、長期にわたり安定的な稼働が見込まれ、定額法により耐用年数にわたって均等に費用配分することが、有形固定資産の使用実態に即しており、より経営実態を適切に反映するものと判断したことによるものであります。この結果、従来の方によった場合と比較し、当連結会計年度の減価償却費が98,641千円減少し、営業利益及び経常利益がそれぞれ66,057千円、税金等調整前当期純利益が65,401千円増加しております。

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を検収した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出入取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により発生翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 15,095,500千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 11,147,634株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	509,014	55.00	2024年3月31日	2024年6月27日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 744,931千円
 - ② 1株当たり配当額 82.00円
 - ③ 基準日 2025年3月31日
 - ④ 効力発生日 2025年6月27日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用について安全性の高い金融商品で運用しており、投機的な取引は行わない方針です。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業業務管理規程に沿った与信管理を通じ、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に株式・社債であり、時価・信用格付等の把握を通じ、リスクの低減を図っております。支払手形及び買掛金は常時資金繰りを把握し、流動性リスクの管理をしております。
2. 金融商品の時価等に関する事項
2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額721,841千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券 そ の 他 有 価 証 券	10,904,964	10,904,964	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	6,803,488	—	—	6,803,488
国債・地方債等	—	324,020	—	324,020
社債	—	1,378,027	—	1,378,027
その他	—	2,399,429	—	2,399,429

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	
鋸・刃物類	7,977,670	1,517,984	883,408	1,657,656	705,583	12,742,302
その他	208,516	48,059	79,299	30,574	7,712	374,162
顧客との契約から生じる収益	8,186,187	1,566,043	962,707	1,688,230	713,295	13,116,465
その他の収益	14,795	—	—	—	—	14,795
外部顧客への売上高	8,200,982	1,566,043	962,707	1,688,230	713,295	13,131,261

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,047円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 163円23銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,069,904	流 動 負 債	1,287,908
現金及び預金	3,435,244	支払手形	97,742
受取手形	487,182	買掛金	612,139
売掛金	2,174,358	未払費用	197,842
有価証券	2,399,429	未払法人税等	109,145
商品及び製品	1,422,303	賞与引当金	200,527
仕掛品	274,458	その他	70,510
原材料及び貯蔵品	812,217	固 定 負 債	1,631,376
その他	67,081	繰延税金負債	1,604,731
貸倒引当金	△2,371	退職給付引当金	5,738
固 定 資 産	21,025,315	その他	20,906
有形固定資産	5,328,867	負 債 合 計	2,919,285
建物	1,149,648	純 資 産 の 部	
構築物	149,585	株 主 資 本	26,304,004
機械及び装置	1,589,308	資 本 金	581,335
車両運搬具	8,650	資 本 剰 余 金	552,747
工具、器具及び備品	45,287	資 本 準 備 金	552,747
土地	2,359,922	利 益 剰 余 金	27,470,185
建設仮勘定	26,465	利 益 準 備 金	148,863
無 形 固 定 資 産	28,878	その他利益剰余金	27,321,321
投資その他の資産	15,667,569	土地圧縮積立金	817,413
投資有価証券	9,069,562	建物圧縮積立金	66,365
関係会社株式	1,941,113	別途積立金	2,000,000
関係会社出資金	4,197,289	繰越利益剰余金	24,437,541
その他	480,820	自 己 株 式	△2,300,262
貸倒引当金	△21,216	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,871,930
		その他有価証券評価差額金	2,871,930
資 産 合 計	32,095,220	純 資 産 合 計	29,175,935
		負 債 純 資 産 合 計	32,095,220

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,430,724
売上原価		8,032,629
売上総利益		2,398,095
販売費及び一般管理費		1,650,259
営業利益		747,836
営業外収益		
受取利息	581	
有価証券利息	9,025	
受取配当金	1,280,617	
その他	32,414	1,322,639
営業外費用		
支払利息	248	
為替差損	2,545	
役員権評価損	633	
その他	17	3,444
経常利益		2,067,031
特別利益		
特定資産売却益	89,932	89,932
特別損失		
固定資産除却損	39,710	
投資有価証券評価損	99	
関係会社出資金評価損	2,723	
減損損失	2,931	45,465
税引前当期純利益		2,111,497
法人税、住民税及び事業税	399,794	
法人税等調整額	33,766	433,560
当期純利益		1,677,936

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 金 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合
当期首残高	581,335	552,747	148,863	26,152,398	26,301,262
当期変動額					
剰余金の配当				△509,014	△509,014
当期純利益				1,677,936	1,677,936
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	1,168,922	1,168,922
当期末残高	581,335	552,747	148,863	27,321,321	27,470,185

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△1,981,345	25,453,998	2,415,839	27,869,838
当期変動額				
剰余金の配当		△509,014		△509,014
当期純利益		1,677,936		1,677,936
自己株式の取得	△318,916	△318,916		△318,916
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			456,090	456,090
当期変動額合計	△318,916	850,005	456,090	1,306,096
当期末残高	△2,300,262	26,304,004	2,871,930	29,175,935

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配 当 積 立 金	退 職 給 与 積 立 金	建 設 準 備 金 積 立 金	研 究 開 発 金 積 立 金	公 害 防 止 金 準 備 金	記 念 事 業 金 準 備 金
当期首残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
任意積立金の取崩	△500,000	△350,000	△1,000,000	△1,000,000	△500,000	△100,000
土地圧縮積立金の取崩						
建物圧縮積立金の取崩						
当期変動額合計	△500,000	△350,000	△1,000,000	△1,000,000	△500,000	△100,000
当期末残高	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

	海 外 市 場 開 拓 準 備 金	土 地 圧 縮 金 積 立 金	建 物 圧 縮 金 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当期首残高	1,500,000	828,044	68,735	2,000,000	18,305,618	26,152,398
当期変動額						
剰余金の配当					△509,014	△509,014
当期純利益					1,677,936	1,677,936
任意積立金の取崩	△1,500,000				4,950,000	—
土地圧縮積立金の取崩		△10,631			10,631	—
建物圧縮積立金の取崩			△2,369		2,369	—
当期変動額合計	△1,500,000	△10,631	△2,369	—	6,131,923	1,168,922
当期末残高	—	817,413	66,365	2,000,000	24,437,541	27,321,321

2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……………総平均法

商品……………移動平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………8～47年

機械及び装置……………10年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当事業年度から開始した中期経営計画において、CO2排出削減を図るための新規設備投資等を予定しております。これを契機として、有形固定資産の稼働状況について検証した結果、長期にわたり安定的な稼働が見込まれ、定額法により耐用年数にわたって均等に費用配分することが、有形固定資産の使用実態に即しており、より経営実態を適切に反映するものと判断したことによるものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当事業年度の減価償却費が98,641千円減少し、営業利益及び経常利益がそれぞれ71,923千円、税引前当期純利益が71,266千円増加しております。

- (2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生の翌事業年度より費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を検収した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,690,025千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,104,501千円
関係会社に対する短期金銭債務	433,203千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	2,494,015千円
仕入高	4,225,081千円
営業取引以外の取引高	1,107,005千円
2. 通常の売買目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	40,146千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	2,063,104株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	59,957千円
未払事業税	8,222千円
棚卸資産評価損	49,145千円
退職給付引当金	1,767千円
投資有価証券評価損	39,948千円
関係会社株式評価損	20,143千円
ゴルフ会員権評価損	10,038千円
その他	21,680千円

繰延税金資産小計	210,904千円
----------	-----------

評価性引当額	△122,384千円
--------	------------

繰延税金資産合計	88,519千円
----------	----------

繰延税金負債

建物圧縮積立金	29,510千円
土地圧縮積立金	363,820千円
その他有価証券評価差額金	1,222,798千円
その他	77,122千円

繰延税金負債合計	1,693,251千円
----------	-------------

繰延税金負債の純額	1,604,731千円
-----------	-------------

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係
子 会 社	天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU A M E R I C A , I N C .	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任
	天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司	所有 直接 100%	役員の兼任

(単位：千円)

会 社 等 の 名 称	取 引 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司	商品等の購入	1,977,350	買 掛 金	252,782
TENRYU A M E R I C A , I N C .	製品・商品の販売	1,018,456	売 掛 金	333,750
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	商品等の購入	1,121,209	買 掛 金	108,581
天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司	商品等の購入	1,119,598	買 掛 金	70,433

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

製品・商品の価格については、市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,211円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 181円82銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 鈴木 啓 市
業務執行社員
代表社員 公認会計士 鎌 田 将 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 鈴木 啓 市

業務執行社員
代表社員 公認会計士 鎌 田 将 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

天 龍 製 鋸 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 鈴 木 良 典 ㊞

社外監査役 大 庭 晋 一 ㊞

社外監査役 大 池 源 之 ㊞

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人とときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

天 龍 製 鋸 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 鈴 木 良 典 ㊟

社外監査役 大 庭 晋 一 ㊟

社外監査役 大 池 源 之 ㊟

以 上